

鹿剣連第144号
令和8年1月29日

本連盟
各役員
各支部長 各位

鹿児島県剣道連盟
会長 野村 良三

居合道八段(京都)審査会の申込みについて(通知)

標記審査会を別添「審査会要項」のとおり実施する旨、全剣連から通知がありました。

つきましては、本連盟から一括して申込みますので、貴支部会員で受審を希望する者には、本連盟まで直接申込みのように周知して下さるようお願いいたします。

記

1 申込み方法

- (1) 審査申込書に所要事項を記入の上、期日までに必着するよう申込みこと。
- (2) 勤務先、自宅の電話番号は、後日連絡のため必ず記入すること。

2 申込み先 〒890-0062

鹿児島市与次郎一丁目4-20

鹿児島県剣道連盟事務局 Tel099-255-8778

3 審査料 八段 27,000円

* 申込みと同時に納入してください。

4 申込み期日 令和8年3月3日(火)

居合道八段審査会（京都）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

- (1) 令和 8 年 5 月 1 日（金）
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻
受付時間 午前 10 時～午前 10 時 30 分まで
審査開始 午前 11 時（予定）

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

京都市武道センター主道場

（京都市左京区聖護院円頓美町 46-2） 電話 075-751-1255

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 居合道称号・段級位審査規則、同細則ならびに居合道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

- (1) 第一次実技 全剣連居合 6 本
- (2) 第二次実技 全剣連居合 12 本（第一次実技審査合格者による）
※第一次実技演武時間は 7 分以内、第二次実技演武時間は 12 分以内とし、「始め」の宣告より計測し、正面の礼を終了し、携刀姿勢になるまでとする。太刀は真剣とし、下げ緒を結束すること。なお、全剣連居合については、当日技を指定する。
※服装については、紋付き・袴とする。

6. 受審資格

- (1) 平成 28 年 5 月 31 日以前に七段を取得し、年齢満 46 歳以上で修業年限 10 年以上の者。
- (2) 令和 3 年 5 月 31 日以前に七段を取得し、年齢満 65 歳以上で修業年限 5 年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（令和 8 年 5 月 1 日）とする。

8. 申 込 み 通知文参照

9. 審 査 料 通知文参照

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。なお、主催者は、参加者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

12. 個人情報保護法への対応

※以下を周知してください。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

13. 注意事項

- (1) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに
行い、参加すること。
- (2) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。